

都市計画の内容		都市計画を定める者		
		木更津市	千葉県	
区域区分			◎	
地域地区	用途地域	◎		
	特別用途地区	◎		
	特定用途制限地域	○		
	特例容積率適用地区	○		
	高層住居誘導地区	○		
	高度地区	◎		
	高度利用地区	◎		
	特定街区	○		
	都市再生特別地区		○	
	防火地域・準防火地域	◎		
	特定防災街区整備地区	○		
	景観地区	○		
	風致地区	10ha以上で2以上の市町村の区域にわたるもの その他		○
	駐車場整備地区		◎	
	臨港地区	特定重要港湾 重要港湾 その他		○ ◎ ○
	歴史的風土特別保存地区			○
	緑地保全地域	2以上の市町村の市町村の区域にわたるもの その他		○ ○
	近郊緑地特別保全地区			○
	特別緑地保全地区	10ha以上で2以上の市町村の区域にわたるもの その他		○ ○
	緑化地域		○	
	流通業務地区			○
	生産緑地地区		◎	
	伝統的建造物群保存地区		○	
	航空機騒音障害防止地区・航空機騒音障害防止特別地区			○
	促進区域	市街地再開発促進区域	○	
		土地区画整理促進区域	◎	
	住宅街区整備促進区域	○		
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○		
遊休土地転換利用促進地区		○		
被災市街地復興推進地域		○		
市街地開発事業	土地区画整理事業	50haを超え国県の施行見込みのあるもの その他	◎ ◎	
	新住宅市街地開発事業		○	
	工業団地造成事業		○	
	市街地再開発事業	3haを超え国県の施行見込みのあるもの その他	◎ ◎	
	新都市基盤整備事業		○	
	住宅街区整備事業	20haを超え国県の施行見込みのあるもの その他	○ ○	
	防災街区整備事業	3haを超え国県の施行見込みのあるもの その他	○ ○	
市等街予定開発区域事業	新住宅市街地開発事業の予定区域		○	
	工業団地造成事業の予定区域		○	
	新都市基盤整備事業の予定区域		○	
	20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域	○		
	一団地の官公庁施設の予定区域		○	
	流通業務団地の予定区域		○	
地区計画等	地区計画	◎		
	防災街区整備地区計画	○		
	歴史的風致維持向上地区計画	○		
	沿道地区計画	○		
	集落地区計画	○		

都市計画の内容				都市計画を定める者		
				木更津市	千葉県	
都市施設	交通施設	道路	一般国道		◎	
			県道		◎	
			自動車専用道路		◎	
			その他	◎		
		都市高速鉄道		○		
		駐車場		◎		
		自動車ターミナル		○		
		空港	拠点空港		○	
			地方管理空港		○	
			その他	○		
	その他		○			
	公共空地	公園・緑地・広場・墓園	10ha以上で国県が設置するもの		○	
			その他	◎		
	その他		○			
	供給施設・処理施設	水道	水道用水供給事業の用に供する水道		○	
			その他	○		
		下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの		○
				その他	◎	
			流域下水道		○	
		その他		○		
		汚物処理場・ごみ焼却場		◎		
		産業廃棄物処理施設			○	
	その他		○			
	水路	河川	一級・二級河川		◎	
			その他	○		
		運河			○	
	その他		○			
	化教育施設	学校		○		
		図書館・研究施設		○		
	その他		○			
病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設		○				
市場、と畜場又は火葬場		◎				
一団地の住宅施設	50戸以上	○				
一団地の官公庁施設			○			
流通業務団地			○			
一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○				
電気通信事業の用に供する施設		○				
防風、防火、防水、防雪、防砂施設		○				
防潮施設		○				

※ 木更津市に提案できる都市計画の内容は、木更津市の欄に印のある都市計画です。
(千葉県の欄に印のある都市計画の内容については、千葉県にご相談ください。)

※ 「◎」は、木更津都市計画区域において定められている都市計画の内容を表わしています。